鹿屋市告示第 176 号

鹿屋市補助金等交付規則第３条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市補助金等交付規則第３条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第３条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示（平成18年鹿屋市告示第14号）の一部を次のように改正する。

表第１産地生産基盤パワーアップ事業の項を次のように改める。

産地パワーアップ事業	産地パワーアップ計画に基づく事業に要する経費	農業公社、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者及び地方農政局長等と協議して認める団体	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号農林水産事務次官依命通知）に基づくもの	補助対象経費の２分の１以内で予算の定める額以内	
	上記のうち全国的な土づくりの展開に要する経費			（牛ふん堆肥利用の場合） 10アール当たり３万円以内 （ペレット堆肥利用の場合） 10アール当たり35,000円以内	

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。